

## 福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
平成25年2月26日付け24生産第2876号

### (通則)

第1 福島県営農再開支援事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 この補助金は、福島県営農再開支援事業実施要綱（平成※年※月※日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業（以下「支援事業」という。）に要する経費として、福島県（以下「県」という。）における営農再開を支援するための基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

### (交付の対象等)

- 第3 農林水産大臣は、必要と認めるときは、予算の範囲内において、県に対し、基金の造成に必要な経費の一部に充てるための補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助金の補助率は定額とする。
  - 3 第1項において造成した基金により実施する支援事業は、平成27年度末までに終了するものとする。

### (交付の申請)

第4 県は、補助金の交付を受けるため、申請を行うときは、別記様式第1号による交付申請書に別記様式第2号による支援事業計画書を添えて、正副2部を東北農政局長に提出するものとする。

### (交付の決定)

第5 東北農政局長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により県に通知するものとする。また、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて、当該通知を

行うものとする。

(交付の条件)

第6 東北農政局長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 第4で提出された支援事業計画書において予定されていた内容の変更をする場合には、別記様式第3号による支援事業変更申請書正副2部を東北農政局長に提出し、承認を受けなければならないこと。
- 二 支援事業を中止し、又は廃止する場合には、東北農政局長の承認を受けなければならないこと。
- 三 支援事業が予定期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合には、速やかに東北農政局長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- 四 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならないこと。
- 五 基金は元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れること。
- 六 県は、基金事業が完了したとき（第2号における支援事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して70日を経過した日までに別記様式第4号による支援事業完了報告書正副2部を東北農政局長に提出しなければならないこと。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、東北農政局長の承認を受けなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7 県は、第5の通知を受けたとき、当該通知書の内容及び第6に基づき付された条件に不服がある場合は、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 県は、前項の規定により申請を取り下げようとする場合、第5の通知のあった日から15日以内に、別記様式第5号による交付申請取下げ届出書正副2部を東北農政局長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第8 県は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 県は、前項の帳簿及び証拠書類については、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過した日まで、これを保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第9 県は、補助金に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第6号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(補助金の請求)

第10 県は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による支払請求書正副2部を東北農政局長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第11 県は、基金の造成が完了したときは、完了の日から起算して10日以内に別記様式第8号による基金造成実績報告書正副2部を東北農政局長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 東北農政局長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の内容が第5で決定した補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、県に通知するものとする。

2 東北農政局長は、前項の規定により県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（県が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、東北農政局長は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 東北農政局長は、第6第2号の支援事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5で交付決定された補助金の交付内容の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく東北農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

二 県が、補助金を支援事業以外の用途に使用した場合

三 県が、支援事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

2 東北農政局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 東北農政局長は、第1項第1号から第3号に該当するものとして取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、

その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(残余財産の処分の制限等)

第14 県は、支援事業が終了した後に当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、東北農政局長の承認を受けた後でなければ、これを行うことができない。

- 2 県は、前項において東北農政局長の承認を受けたときは、基金を造成するために交付した補助金の金額を限度として東北農政局長が定める金額を、国に納付しなければならない。

(支援事業及び基金の状況報告)

第15 東北農政局長は、基金事業及び基金の管理又は運用について、特に必要と認めるときは、県に対して、書面により状況を報告するよう命ずることができる。

(是正のための措置)

第16 東北農政局長は、支援事業及び基金の管理又は運用が適正に実施されていないと認めるときは、県に対して是正のための措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。